

令和6年度 国民健康保険税の計算方法について

- 納税義務者
国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主に課税されます。
- 年税額(①+②+③)
①医療分の賦課額と、②後期高齢者支援金分の賦課額、③介護納付金分の賦課額(40歳以上65歳未満のかた)の合算額となります。
- 納期
7月～翌年2月までの8期となっております。年度途中で加入した場合は、届出の翌月からの納付となります。
- 非自発的の失業者にかかる軽減(給与所得以外の所得は、軽減の対象にはなりません。)
失業者本人の給与所得を30/100として算定します。

1. 基礎課税額(医療分)

<p>A 所得割 →総所得金額から1人当り最高43万円を控除した後の額の合計に税率をかけます。</p> $\left[\begin{array}{c} \text{令和5年中の総所得金額等} \\ \text{円} \end{array} - 43\text{万円} \right] \times 8.5\% = \text{A} \text{円}$ <p>(市に届出のある所得情報により)</p> <p>B 均等割 加入者1人につき年額 18,300円 (未就学児は半額)</p> $18,300\text{円} \times \text{人} = \text{円}$ <p style="text-align: center;">→ 軽減</p> <p>C 平等割 1世帯につき年額 27,900円</p>	<p>年税額 A+B+C</p> <p>= _____ 円</p> <p>65万円を超える場合は、65万円</p> <p>↓</p> <p>___カ月分</p> <p>↓</p> <p>① _____ 円</p>
---	---

2. 後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金分)

<p>D 所得割 →総所得金額から1人当り最高43万円を控除した後の額の合計に税率をかけます。</p> $\left[\begin{array}{c} \text{令和5年中の総所得金額等} \\ \text{円} \end{array} - 43\text{万円} \right] \times 2.5\% = \text{D} \text{円}$ <p>(市に届出のある所得情報により)</p> <p>E 均等割 加入者1人につき年額 5,700円 (未就学児は半額)</p> $5,700\text{円} \times \text{人} = \text{円}$ <p style="text-align: center;">→ 軽減</p> <p>F 平等割 1世帯につき年額 8,100円</p>	<p>年税額 D+E+F</p> <p>= _____ 円</p> <p>24万円を超える場合は、24万円</p> <p>↓</p> <p>___カ月分</p> <p>↓</p> <p>② _____ 円</p>
--	---

3. 介護納付金課税額(介護納付金分) 40歳以上65歳未満のかたが国民健康保険に加入している場合。

<p>G 所得割 →該当者の総所得金額から1人当り最高43万円を控除した後の額の合計に税率をかけます。</p> $\left[\begin{array}{c} \text{令和5年中の総所得金額等} \\ \text{円} \end{array} - 43\text{万円} \right] \times 2.1\% = \text{G} \text{円}$ <p>(市に届出のある所得情報により)</p> <p>H 均等割 加入者1人につき年額 6,500円</p> $6,500\text{円} \times \text{人} = \text{円}$ <p style="text-align: center;">→ 軽減</p> <p>I 平等割 1世帯につき(世帯に該当者がいる場合)年額 7,000円</p>	<p>年税額 G+H+I</p> <p>= _____ 円</p> <p>17万円を超える場合は、17万円</p> <p>↓</p> <p>___カ月分</p> <p>↓</p> <p>③ _____ 円</p>
---	---

月から 月までの カ月分 ①+②+③ 円
